

平成28年度第4回
「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年6月17日（金）

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S6

(午前9時57分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、おはようございます。

定刻まで少しお時間がございますけれども、委員の皆様がそろわれましたので、委員会を始めさせていただきたいと思えます。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第4回「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきましては、平成25年12月の委員会で既に御了承いただいておりますので、本委員会は公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

本日、アセス実施者のオリンピック・パラリンピック準備局の担当課長の白井が、議会の関係でおくれてまいります。御了承ください。

本日の議題でございますけれども、会議次第でございますとおり、議題1としまして「オリンピックスタジアムについて」、6月8日に評価書案を公表いたしまして、現在意見募集を行っているところでございます。評価書案の意見聴取をさせていただきます。

議題2でございますが、2月に意見聴取を既にさせていただいております海の森水上競技場につきまして、都民意見の募集が終わりましたので、その意見見解書の御報告をさせていただいた後に、評価書案の項目別の審議をお願いいたします。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○柳会長 分かりました。皆さん、おはようございます。

早速、議事に従って進めてまいります。

まず、議事1「オリンピックスタジアムについて」、評価書案に係る意見聴取です。事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは説明いたします。

6月8日に、アセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局長より環境局長宛てに、オリンピックスタジアムの評価書案の送付を受けましたので、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。

初めに、お手元の資料2をご覧ください。右肩に「資料2」と書かれているものでございま

す。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）に係る審議をお願いするものでございます。

通常の審議会ですと、諮問に該当するものでございます。お手元の資料2を読み上げさせていただきます。

28環総政第336号

平成28年6月17日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会 長 柳 憲一郎 様

東京都環境局長

遠藤 雅彦

「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）

以上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、オリンピックスタジアムの評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局のほうから説明いたします。

なお、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会をお願いできればと考えております。

○オリンピック・パラリンピック準備局 おはようございます。

それでは、臼井にかわりまして担当より、オリンピックスタジアムの評価書案について説明させていただきます。お手元の評価書案、厚みのある資料をご覧ください。

オリンピックスタジアムの環境影響評価については、4月27日の評価委員会にて、新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体による新計画の概要を御説明し、新計画による環境影響評価を再度実施することと、実際の際には旧計画の際の調査計画書を活用することで、評価書案の作成から再開することを御了承いただきました。

それを受け、今回評価書案を再度作成いたしましたので、諮問させていただきます。

評価書案の3ページをご覧ください。オリンピックスタジアムは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開会式、閉会式の会場となり、さらにはオリンピック競技大会の陸上競技、サッカー、並びにパラリンピック競技大会の陸上競技の会場となる計画です。ご覧いただいているイメージ図は、南東方向から見た外観となっております。

次の4ページに行きまして、表に概要としてまとめております。建築面積、延床面積、最高高さ等は旧計画を下回る数値となっているほか、主要用途は観覧場、自動車車庫、その他と、限られた内容となっております。

19ページをご覧ください。オリンピックスタジアムの計画地周辺の航空写真を掲載しております。この写真中、計画地は図面上の赤い点線で囲んだ部分であり、旧計画と範囲の変更はありません。また、本評価書案では、旧計画と同様、建設工事のみを対象としております。

なお、本評価書案については、6月8日に、先ほど御案内のとおり環境局長に提出するとともに、同日からホームページで公表しております。同じく6月8日から7月22日までの期間で、都民の皆様からの御意見の募集を行っております。

それでは、詳細につきまして、引き続き御説明いたします。

○オリンピック・パラリンピック準備局 引き続きまして御説明申し上げます。

評価書案の23ページに事業の基本計画を記載してございます。施設の諸元関係を表にまとめてございますが、今御説明させていただいたとおりでございます。

24、25ページには、配置計画、断面図を記載してございます。

26ページに外観のイメージ図が入ってございます。大会時と大会後30年のイメージ図でございます。

27ページ、施設の発生集中交通量でございますけれども、平日で660台と想定してございます。駐車場でございますけれども、地下に駐車場を約300台整備する計画としております。換気方式につきましては、機械による強制換気方式を採用する計画としております。

関連車両の走行ルートでございますが、28ページになります。計画地の南側にメーンの入入口を設けまして、外苑西通りに面しました西側の出入り口につきましては、イベント時に利用する計画としてございます。

30、31ページ目に、歩行者の動線計画を示してございます。30ページが周辺駅からのアプローチ、31ページが詳細な計画地内の動線計画になりますけれども、外周の道路から、オレンジ色の矢印で示しているようなところで出入りをするという計画となっております。計画

地内につきましては、自由に通行が可能なオープンなスペースを設ける計画としております。それから、計画地の西側と計画地の南側については、歩行者デッキを設けて、立体的な横断ができる計画になってございます。

32ページに設備計画を記載してございます。まず、雨水利用を図る計画としておりまして、雨水は植栽や芝散水、トイレ洗浄水などに使用する計画としております。植栽散水の水源といたしまして、井水を使用する計画としております。それから、電力でございませけれども、本線・予備電源を引き込むほか、保安用電気設備を設置して電力量のピークカットを図る計画としております。

33ページに図7.2-9として、スタジアム全体の施設概要のイメージ図が入ってございますが、こちらをご覧いただきたいのですけれども、まず屋根部分につきまして太陽電池の設置を行います。それから、下水熱利用を行う計画としてございます。それから、外構部に保水性舗装、ウオーターミストを設置する計画としております。同じく33ページの下の図7.2-10のところに書いてございますけれども、積極的に自然通風を図る計画として、温熱環境を改善する計画としてございます。

34ページの緑化計画でございます。まず、緑化計画につきましては、明治神宮外苑の一部として、周辺の緑との調和を図るとともに、明治神宮外苑の造営時の思想を継承する樹木の濃い緑に囲まれた都市に開かれた緑を形成するという基本方針としてございます。そのため、計画地の潜在自然植生や代償植生の構成種を中心とした、35ページに「移植木リスト」と書いてございますけれども、このような潜在自然植生ですとか代償植生を考慮した樹木を用いる計画としてございます。

36ページに図7.2-12緑化ゾーニング図を示してございますが、それぞれゾーニングで、明治神宮外苑の聖徳記念絵画館側のほうのところにつきましては、連続する緑を創出する「深緑の杜」というものをゾーニングとして設定しております。南側のところについては、広いオープンスペースがあるということもありまして、大きな緑が人を迎え入れる空間として「大樹の里庭」というものを創出する計画にしております。西側のほうにつきましては、昔、ここは渋谷川という川が流れておりました。その渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出する「水辺の里庭」というものを創出としております。

同じく36ページの中段の図7.2-13を見ていただきますと、ペDESTリアンデッキ上には、デッキの上部及び下部に水辺「せせらぎ」というものを配置する計画としてございます。それから、建物の5階のところについては、「空の杜」というような空中の庭園を整備する計

画としてございます。

37ページには緑化計画図を入れてございますけれども、今回の計画では、東京都の風致条例、新宿区のみどりの条例、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」という緑化の基準が該当しますが、いずれの基準を満足する緑化面積を確保する計画としてございます。

38ページに施工計画を記載してございます。本体工事につきましては、36カ月間の工期を予定してございます。

39ページに工事用車両でございますけれども、ピーク時で大型車で697台、小型車で298台、合計995台程度を見込んでございます。

工事用車両の走行ルートを40ページに記載してございます。このようなルートを通る計画としてございます。

41ページに「供用の計画」とございますけれども、竣工は平成31年度を予定してございます。

以上が事業計画の主だった内容でございます。

続きまして、環境影響評価の項目でございます。60、61ページをご覧ください。環境影響評価項目といたしましては、旧計画と同じ項目について選定、あるいは非選定としております。

各環境影響評価項目の評価の結果について御説明いたします。まず、67ページからが「大気等」になります。評価の結果といたしましては、144ページをご覧ください。

まず、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質でございますけれども、ちょっと前に戻っていただきまして109ページをご覧ください。先ほど申し上げました工事用車両の走行ルート沿いにNo.1からNo.2、3、5と4点断面を設定いたしまして、こちらで予測をしてございます。その結果が144ページのところになります。

二酸化窒素につきましては、日平均値の年間98%値で0.040ppm～0.042ppmということで、環境基準を満足してございます。浮遊粒子状物質につきましては、日平均値の2%除外値で0.047mg/m³ということで、こちらも基準を満足しているという結果でございます。

145ページが建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質でございますけれども、二酸化窒素につきましては年間98%値で0.054ppm、浮遊粒子状物質につきましては2%除外値で0.051mg/m³ということで、こちらも環境基準を満足しているという結果でございます。

146ページが関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質でございます。

予測した断面は110ページになります。こちらはNo.1から2、3、4、5という5断面で予測をしてございます。その結果が146ページでございますけれども、二酸化窒素の年間98%値は0.039～0.040ppmということで、環境基準を満足するということになってございます。浮遊粒子状物質は147ページにございまして、2%除外値で0.047mg/m³ということで、こちらも基準を満足するという結果になってございます。

148ページが地下駐車場から発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質になりますけれども、二酸化窒素は年間98%値で0.040ppm、浮遊粒子状物質は2%除外値で0.046mg/m³ということで、いずれも基準を満足する結果になってございます。

149ページが熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素になりますが、こちらも年間98%値で0.040ppmということで基準を満足するという結果になってございます。

「大気等」につきましては、以上でございます。

151ページからが「土壌」になります。「土壌」につきましては、161ページをご覧ください。旧計画の評価書案のときにごございましたけれども、計画地内につきまして土壌汚染対策法の規定により、特定有害物質によって汚染されていて、当該地の形質の変更をしようとするときの届け出をしなければいけない区域として、形質変更時要届出区域に指定されてございました。現在、既に汚染の除去については実施済みということでありまして、全て指定については解除されているという状況でございます。

以上を踏まえまして、177ページに評価結果を記載してございます。今申し上げたとおり、「評価の結果」のところになりますけれども、計画地の一部については形質変更時の要届出区域に指定されておりましたが、現在では汚染の除去を実施済みであり、指定が解除されているという状況でございます。

また、工事中に新たに汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例にのっとり適切に対策を行う予定でございます。

それから、設備等の持続的稼働による土壌汚染については、汚染要因は想定されないということで、土壌汚染が生じるおそれはないと考えておりますので、評価の指標は満足するものと考えてございます。

続きまして、「生物の生育・生息基盤」でございます。179ページからになりますけれども、こちらの評価の結果でございますが、188ページになります。「評価の結果」の第2パラグラフのところでございますけれども、事業の実施に当たりましては、先ほど緑化計画のところでも御説明いたしましたが、地上部緑化等により約2万5,000m²の植物が生育する基盤が創出される

という計画にさせていただきます。

周辺環境との連携を図った植栽を計画としてさせていただきます。このため、計画地が位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されると考えてございまして、計画地周辺も含めた明治神宮外苑としての生物・生態系の賦存地の現況は維持されると考えてさせていただきます。

続いて、「水循環」でさせていただきます。189ページからになります。こちらの評価でさせていただきますけれども、206ページになります。

まず、工事中の地下水の水位及び流動の変化に関するものでございますけれども、掘削工事に当たりましては、山留壁として遮水性の高いSMWを採用する計画としておりまして、周辺からの地下水の湧出を抑制することを考えてさせていただきます。それから、地下水揚水量の適切な管理を実施するという計画としておりまして、そういうことから工事中の地下水の揚水により、計画地周辺の地下水位に著しい影響を及ぼすことはないだろうと考えてさせていただきます。

2)の開催後の設備の持続的稼働による地下水でございます。まず、アの地下水涵養能の変化の程度でございますけれども、こちらは雨水浸透施設、雨水貯留施設の組み合わせによりまして、「新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱」、それから渋谷区の要綱に示されている必要な抑制対策量を確保する計画としてさせていただきます。それから、浸透トレンチ、緑地を設置する計画であり、地下水涵養を図る計画としてさせていただきます。したがって、雨水流出量を抑制するとともに、地下水涵養が図られるというふうに考えてさせていただきます。

207ページのイ、地下水の水位及び流動の変化になります。先ほど申しあげました工事中に設置するSMWでございますが、こちらは残置する計画としてさせていただきます。ただし、計画地で確認されている帯水層であります東京層ですとか東京礫層等につきましては、計画地周辺においてもその分布が見られるため、帯水層が連続して分布していると想定してさせていただきますので、地下水流が著しく阻害される可能性は小さいのではないかと考えてさせていただきます。

それから、先ほど事業計画の説明のところで、植栽散水については井戸を設置し、井水を使うというふうに御説明いたしました。こちらの井水につきまして、散水された水につきましては、植栽散水でございますので再び地下のほうに浸透して循環すると考えてさせていただきますので、地下水の水位に著しい影響を及ぼすものではないと考えてさせていただきます。

「生物・生態系」が209ページからになります。こちらは、評価の結果が244ページになってさせていただきます。まず、244ページの上のほうに「ミティゲーション」として記載してございま

すけれども、(1)予測に反映した措置の1つ目でございます。計画地北側のマテバシイ、計画地の南西あるいは南側の既存樹でありますヒマラヤスギ、ケヤキ、イチョウ、クスノキにつきましては、現場で保存する計画としてございます。

2点目でございますけれども、新宿区の指定天然記念物のシイというものが計画地内にございましたが、こちらについては適切に移植をする計画にしてございます。

3点目でございますけれども、樹木調査の結果に従って、移植に適合する樹木については、極力場外で仮養生を今行っておりますが、そちらの仮養生をしている樹木につきまして、再び計画地内のオリンピックスタジアムの緑化樹として活用する計画としてございます。

これらのミティゲーションを踏まえまして、評価でございますが、先ほど申し上げた緑化計画に基づきまして、地上部緑化等により約2万5,000㎡の緑化を行う計画としているということ。植栽樹種につきましては、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択しているということ。それから、先ほど申し上げました既存樹木を保存、あるいは移植利用を積極的に行うことによって、周辺の緑の景観との調和を図った植栽計画としているということでございます。明治神宮外苑の緑地等の生物の生育・生息環境と一体となった環境が整備されると考えておまして、生物・生態系の現況について維持されると考えております。

続きまして、「緑」でございます。245ページからになります。評価の結果が258ページになってございます。「緑」につきましては、先ほど緑化計画のところでも申し上げたとおり、周辺の明治神宮外苑の緑と一体となった緑化計画としてございます。

評価につきましては、258ページの「評価の指標」のところに書いてございますけれども、法令等の緑化面積基準等としてございます。申し上げたとおり、東京都の風致地区条例、新宿区みどりの条例、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」、それぞれの緑化基準について上回る緑化面積を確保する計画としてございます。

「騒音・振動」が259ページからになります。評価の結果が290ページからになります。1)の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の程度でございますが、表のところに評価の結果を書いてございますけれども、275ページに各予測断面を図示してございます。

275ページの断面でございますけれども、こちらは先ほどの「大気等」と同様の位置で予測を行ってございます。その結果が290ページになります。将来交通量の騒音レベルといたしましては64～66dBになると予測してございまして、環境基準の70dBを下回ると考えてございます。

道路交通振動でございますけれども、291ページになります。表にございますが、昼間で34

～50dB、夜間で32～44dBというところで、評価の指標を満足する結果になると考えております。

291ページの下の方の2)、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動でございます。建設作業騒音につきましては、計画地の東側の敷地境界付近において最大で65dBとなると考えております。評価の指標を満足する結果になるということでございます。建設作業振動でございますが、こちらは計画地の南側の敷地境界付近で最大で57dBということで、評価の指標を満足すると考えております。

「日影」が293ページからになります。まず、295ページに日影の調査地点の天空写真の撮影地点を図示してございます。計画地の東側、西側の1点ずつのところでは天空写真を撮影してございます。その結果が307ページになります。

まず、307ページは、計画地の西側の東京体育館のところで撮影した天空写真になりまして、上段が旧国立競技場があったときの天空写真で、下側が将来の予測結果になってございますが、冬至日で8～9時台に若干日影が新たに生じると考えております。

308ページが計画地の東側の絵画館前での天空写真になります。こちらにつきましては、旧国立競技場、それから将来ともに日影が生じることがないと予測してございます。

310、311ページに日影図を入れてございます。先ほど申し上げたとおり、310ページの時刻別で見ていただきますと、西側で8～9時とか、東側のほうでも一部日影が生じる範囲が出ております。

311ページが等時間になりますけれども、当然ながら日影規制が生じないと予測してございます。

312ページに評価の結果を記載してございますけれども、今申し上げたとおり、日影の規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないと考えております。

続きまして、「景観」が313ページからになります。調査地点ですけれども、316ページに眺望景観、フォトモンタージュを作成した地点を示してございます。317ページは圧迫感を撮影した地点になってございます。

それらの結果でございますけれども、325ページからフォトモンタージュを掲載してございます。ちょっと地点数が多いので、全ては割愛させていただきますけれども、例えば328ページの絵画館の西側から見たイメージになります。

圧迫感の形態率でございますけれども、334ページになります。表のところそれぞれの形態率の変化量を示してございますけれども、最大で2.6%ふえるという予測結果になってござ

います。

天空写真の実際の絵が335ページから入ってございます。2.6%最大で増えますといったところが338ページのところになりますが、天空写真の東側から南側にかけて計画建築物が少し出てくるというふうを考えてございます。

緑視率につきまして339ページになります。表のところにその変化量を書いておりますけれども、No.7の地点で約21.8%減の一方で、例えばNo.6ですと逆に9.4%増えるというようなところもありまして、減るところもあるのですけれども、増えるところもあるという結果になってございます。その辺が340ページから絵を記載してございます。一部増える地点もございまして、例えば342ページですと逆に増えるところもございまして。

347ページにミティゲーションを記載してございます。まず(1)の予測に反映した措置の1つ目でございますけれども、屋根につきましてはフラットな屋根架構により建物高さを約50mとしてございます。

2点目でございますけれども、屋根の最上部につきましては内側に傾斜させることによりまして、周辺の圧迫感を軽減する計画としてございます。

3点目と4点目につきましては、324ページに戻っていただきまして、図9.9-3に外観イメージを記載してございます。こちらをご覧くださいと、日本の伝統的な建築を想起させる連続する軒庇の水平ラインと深い陰影を図る計画としています。それから、縦格子で仕上げる計画として、外壁を面ではなくて線で構成するというデザインを採用しています。

347ページのミティゲーションに戻っていただきまして、予測に反映した措置の最後のところでございますけれども、先ほど来、申し上げているとおり、緑化計画につきましては周囲の多様な緑の景観に合わせた計画としております。

このようなミティゲーションを踏まえまして、評価の結果が348ページになります。まず、評価の指標でございますけれども、眺望景観等につきましては、「新宿区の景観形成ガイドライン」に基づきまして、景観形成の方針であります「聖徳記念絵画館の広大な眺めを保存する」「周辺のまとまったみどりと身近なみどりを感じられる景観をつくる」というものがございまして、それを評価の指標としてございます。

評価の結果の1)が主要な景観の構成要素でございますけれども、当該エリアは大正期に整備された明治神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と苑内の樹林による豊かな自然環境を有しているエリアでございます。それに対しまして、今回の計画につきましては、先ほど申し上げた日本らしさを強調する計画としているということ、それから周囲の

多様な緑の景観に合わせた緑化計画を図ることとしておりますので、評価の指標とした絵画館の広大な眺めを保全するとか、周辺のまとまったみどりと身近な緑を感じられる景観をつくるというところにつきましては満足すると考えてございます。

2)の景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度でございますけれども、計画地につきましては、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館の景観誘導区域は該当しません。それから、同じく「東京都景観計画」において指定されている聖徳記念絵画館に係る眺望地点から計画建築物を視認することはできないということになっています。

こちらは326ページのフォトモンタージュに戻っていただけますでしょうか。絵画館の眺望地点といたしましては、国道246号の青山口というところが指定されてございます。そこからのフォトモンタージュをこちらに示してございますけれども、下のほうの写真になりますけれども、赤い線で書いてあるのが計画地になるところでございます、前面の建物がございまして視認ができないということでございます。

348ページに戻っていただきまして、同じく「東京都景観計画」に定める保全対象庭園であります新宿御苑がございまして、新宿御苑周辺の景観誘導区域には該当するのですが、新宿御苑内の眺望地点から計画建築物を視認することはできないという結果になってございます。

続きまして、349ページ、3)の代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度でございますけれども、こちらは先ほど申し上げたとおり、周辺の木々と調和した外観とする計画としているということ、それから周囲の多様な緑の景観に合わせた緑化計画としているということを踏まえまして、周囲の多様な緑の景観に調和した景観が形成されて、絵画館の広大な眺めに著しい変化は与えないと考えてございます。

4)の貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度でございますけれども、事業の実施に伴って貴重な景勝地を消滅または改変することはないと考えてございます。

5)の圧迫感でございますけれども、最大で約2.6%増加するというところでございますけれども、まず建物の高さを50mとしているということと、屋根の上部を内側に傾斜させて圧迫感を軽減する計画としております。

それから、緑視率の変化でございますけれども、増えるところもあります一方で減るところもございますが、緑化につきましては周囲の多様な緑の景観に合わせた緑化計画としているということと、あとは建物の5階につきましては「空の柱」という空調の庭園を整備する計画としておりまして、緑視率の変化の軽減を図る計画としてございます。

350ページの7)の景観阻害要因の変化の程度でございますけれども、こちらも周囲の木々と調和した外観とするということで、景観阻害要因に著しい変化は生じないと考えております。

「自然との触れ合い活動の場」が351ページからになります。366ページにミティゲーションを記載してございます。まず、予測に反映した措置の1つ目でございますけれども、ペDESTリアンデッキを整備して、隣接する東京体育館、計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが機能する計画としてございます。それから、緑豊かな歩道状空地を整備する計画としてございます。

2点目でございますけれども、建物の5階につきましては空中庭園の「空の杜」というものを整備する計画にしております。

1つ飛ばして4点目になりますけれども、ペDESTリアンデッキ上には「せせらぎ」による水景を創出する計画としてございます。

これらのミティゲーションを踏まえまして、評価のところでございますけれども、1)の自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度でございます。事業の実施に伴いましては、旧明治公園（四季の庭）と旧明治公園（霞岳広場）の自然との触れ合い活動の場については改変されるものの、計画地にはペDESTリアンデッキを整備するという、緑豊かな歩道状空地を整備するという、それから「せせらぎ」「空の杜」というような新たな自然との触れ合い活動の場が創出されると考えてございます。それら新たに整備される触れ合い活動の場を踏まえまして、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに一体的に利用されると考えてございます。

367ページの2)の自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度でございますけれども、先ほど申し上げました計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場につきましては、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進すると考えてございます。

3)の利用経路に与える影響でございますけれども、工事用車両が走行いたしますので、それらにつきましては一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定にしております。

それから、事業の実施に伴いまして、ペDESTリアンデッキを整備することによりまして、周辺との立体的な歩行者ネットワークが機能すると考えてございまして、施設ができ上がった後につきましては、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路については、現状よりも充実すると考えております。

「歩行者空間の快適性」が369ページからになります。こちらの評価の結果が383ページに

なります。まず、1)の緑の程度でございます。計画地から主要なアクセス経路につきましては、一部の経路を除いて、既に歩道上に街路樹、沿道の樹木により緑陰が形成されております。これらにつきましては、将来的にも現況と同様だろうと考えてございます。

2)の歩行者が感じる快適性の程度になりますけれども、暑さ指数(WBGT)というもので計算をしてみますと、日陰の中では26℃程度になるのですけれども、やはり直射日光のもとでは33℃ぐらいになりまして、熱中症が全ての生活活動で起こる危険性があるという「危険」レベルという非常に高い値になってございますが、こちらは現況でも同様でございますので、同等となると考えてございます。

計画地内につきましては、外構部に緑地ですとか、水面、保水性舗装、ウオーターミストを設置するなど、歩行者空間の暑さ対策について可能な限り配慮を行う計画としてございます。

それから、東京都といたしましても、アクセス経路沿いの既存の街路樹について、可能な限り保全を図る。それから、都道ですとか、街路樹、公園の樹木について、適切に維持・管理を図ってまいりたいと考えております。

「史跡・文化財」が385ページからになります。まず、386ページに調査結果のほうで記載してございますけれども、「1)文化財等の状況」の「ア.指定、登録等の文化財等」の最後の文章になりますけれども、埋蔵文化財調査につきましては現在既に終了しているところでございます。

388ページに、指定文化財等の分布状況を記載して図面に落としてございますが、この中で計画地内の3番、明治公園のところに新宿区の天然記念物に指定されているシイという木がございました。こちらにつきましては、図面の下の注釈に書いてございますけれども、平成27年6月23日に聖徳記念絵画館前に仮移植を行っている状況でございます。

それらを踏まえまして、396ページに評価の結果を記載してございます。まず、1)の会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度でございますけれども、先ほど申し上げた新宿区の天然記念物のシイにつきましては、適切に移植を行う計画としてございます。それから、旧国立霞ヶ丘競技場の1964年の前回の東京オリンピックのレガシーである記念作品等につきましては、敷地内に再設置を行う計画としてございます。

2)の文化財等の周辺の環境の変化の程度でございますけれども、周辺にある聖徳記念絵画館等の文化財につきましては、土地の改変や樹木の伐採による環境の変化は生じないと考えております。それから、新宿区の天然記念物のシイにつきましては移植し、さらに移植先で

の適切な管理を行う計画としてございます。

3)の埋蔵文化財でございますけれども、工事に先立ちまして埋蔵文化財調査を実施いたしまして、遺構ですとか、出土した遺物の記録及び保存を講じております。

397ページの4)、周辺の文化財等の保護・保全対策の程度でございますけれども、周辺の文化財等につきましては改変は生じません。それから、工事の実施に当たりまして振動等が発生いたしますけれども、振動の低減に努める計画としてございます。それから、「東京都景観計画」に定める保全対象建築物である聖徳記念絵画館につきましては、眺望地点から視認することはできないということになっております。

5)の文化財等の回復の程度でございますけれども、天然記念物のシイにつきましては、移植先で適切な管理を行うということと、1964年の東京オリンピックの記念作品等につきましても、敷地内に再設置を行う計画としております。

「水利用」が399ページからになります。まず、407ページをご覧くださいませでしょうか。図9.13-1「雨水や井水を利用した水の有効利用のイメージ図」を載せてございます。雨水につきましては、その一部を計画地内のペDESTリアンデッキの上部あるいは下部に整備する「せせらぎ」に使用する計画としてございます。井戸水につきましても、植栽散水として利用する計画としてございます。

408ページには、「雨水・循環利用水（中水）利用の流れ」ということでフローを書いてございます。フローの左側のほうには、厨房排水、雑排水、そういったものについてトイレ洗浄水などに使うという計画にしてございます。それから、雨水、右側のほうには井水というものが入ってございまして、こちらにも散水などに使う計画としてございます。

これらを踏まえまして409ページの評価の結果でございますけれども、雨水につきましてはトイレ洗浄水や芝散水に使用する計画としてございます。その利用量といたしましては、トイレ洗浄水については全体の約57%を雨水及び循環利用水で賄う。芝散水等につきましては約35%を雨水で、屋外地盤散水につきましては約77%を井水で賄うという計画にしてございますので、東京都における「水の有効利用促進要綱」で定めております取り組みと合致していると考えております。

「廃棄物」が411ページからになります。まず、予測の結果について申し上げます。工事に伴う廃棄物等々として、まず428ページが建設発生土と建設汚泥になりますけれども、こちらの表の一番右側の「再資源化等」というところの率で申し上げますと、建設発生土については92%、建設汚泥については98%、再資源化等を行う計画としてございます。429ページには、

建設廃棄物について記載してございます。コンクリートとかアスファルト類などについては99%以上再資源化を行う計画としております。

430ページに、設備の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量を記載してございます。表中の資源ごみにつきましては、当然ながら100%再資源化を行う計画としてございます。

これらを踏まえまして、評価の結果が432ページになります。まず、評価の指標でございませけれども、1)施設の建設に伴う廃棄物に関する評価の指標といたしましては、今回、国の団体さんの事業ということもありまして、「建設リサイクル推進計画2014」、国土交通省の平成30年度の水準を評価の指標といたしました。その結果でございませけれども、先ほど申し上げた再資源化率につきましては、こちらの建設リサイクル推進計画の水準を満足することになってございます。

2)の設備等の持続的稼働に伴う廃棄物でございませけれども、こちらは旧国立霞ヶ丘競技場と同様に、東京都の廃棄物条例、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例に基づき、適切に処理・処分を行う計画としておりまして、旧国立霞ヶ丘競技場におけるリサイクル率につきましては維持する計画としてございます。

「エコマテリアル」が433ページからになります。まず、ミティゲーションを447ページに記載をしてございます。予測に反映した措置の1点目でございませけれども、エコマテリアル適用品目があるものにつきましては、適用品目を利用するよう努める計画としてございます。2点目でございませけれども、高炉セメント、積極的な木材利用、それから木材につきましても森林認証を得た森林からの調達を行う計画としてございます。

それらを含めまして、448ページの評価の結果でございませけれども、今回の事業につきましては、文部科学省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づきまして、建設資材等の環境物品等の調達、環境影響物品等の使用抑制を図る計画としてございます。

続きまして、「温室効果ガス」が449ページからになります。466ページにミティゲーションを記載してございます。予測に反映した措置の1点目でございませけれども、保安電源で運転可能な空冷ヒートポンプエアコンを採用するという。2点目のところにつきましては、屋根部には太陽電池を設置するという計画としてございます。

こちらは予測に反映した措置以外に予測に反映しなかった措置のところでも、いろいろな温室効果ガス・省エネ対策の導入を図る計画としてございまして、467ページになりますが、予測に反映しなかった措置が続いて、上から3点目になりますけれども、建築物の熱負荷の低減率(PAL*低減率)につきましては20%以上、設備システムのエネルギー利用の低減率(ERR)

につきましては11%以上とする計画としておりまして、建築環境総合性評価システム、いわゆるCASBEEでは最高ランクのSランクを達成する計画としてございます。

これらを踏まえまして、評価の結果でございますが、467ページの1)、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスでございますけれども、排出量といたしましては約3,900t-CO₂/年と予測をしております。工事の実施に当たりましては、省エネ運転等とすることによりまして、温室効果ガスの排出量をできる限り削減する計画としてございます。

2)の施設等の持続的稼働に伴う温室効果ガスの排出量でございますけれども、予測結果としては年間で約3,440t-CO₂/年と考えてございます。こちらは施設の構造ですとか、整備について、自然光や自然換気、自然通風などを考慮するなど、建物や設備計画等において効率的利用のための措置を行う計画としてございます。

続きまして、「エネルギー」でございます。469ページからになりますけれども、こちらは温室効果ガスと同様の評価の結果としてございます。

「土地利用」が483ページからになります。こちらは、評価の結果が491ページに記載をしております。評価の結果でございますけれども、今回の事業の実施に伴いまして土地が改変されますけれども、自然地の改変はございません。公園・運動場等、宿泊・遊興施設、事務所建築物、道路といったそれぞれの土地利用がそれぞれスポーツ施設というものに変更になります。

評価の結果の中段ぐらいに書いてございますけれども、新宿区の総合計画では、計画地周辺につきましては、「スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。」としてございます。それから、東京都の長期ビジョンにおきまして、神宮外苑は「新国立競技場の建設を契機として、多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点を形成」としてございますので、今回の事業と計画との整合は図れるのではないかと考えてございます。

続きまして、「地域分断」でございます。評価の結果が508ページになります。このページの上のほうの図9.16-6にございますけれども、旧国立霞ヶ丘競技場の南側の道路につきましては一体整備されることになりますけれども、計画建築物の周囲につきましては、冒頭計画地内の歩行者動線の内容について御説明いたしましたけれども、計画地内を自由に通り抜けることができる通路空間を整備する計画としておりまして、周辺住民等の主たる生活動線については確保されると考えてございます。

「移転」が509ページからになりますが、評価の結果が514ページになります。こちらのページの上のほうに図がございまして、計画地内の中にあつた旧日本青年館が移転になります

が、こちらは同じ機能を有する移転先を確保してございます。

続きまして、「安全」が515ページからになります。評価の結果につきましては、547ページからになります。1)の危険物施設等からの安全性の確保の程度でございますけれども、周辺のガソリンスタンドにつきましては、約450m程度離れたところに位置してございます。それから、計画建築物の中につきましては、非常用発電機用の燃料としてA重油を使用する計画としてございます。そのタンクにつきましては地下埋設型とすることで、安全性については確保できていると考えてございます。

2)の移動の安全のためのバリアフリー化の程度でございますけれども、法律ですとか、東京都の条例、それからTokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン暫定基準に基づきまして、施設内のバリアフリー化を図る計画としてございます。それから、ピクトグラム等の設置につきましても行う計画にしてございます。

それから、東京都といたしましても「東京都長期ビジョン」に基づきまして、2020年までに計画地周辺の道路のバリアフリー化を完了させる計画としてございますので、目標との整合は図られていると考えてございます。

3)の電力供給の安定度でございますけれども、予備電源を確保するという、高圧変電設備につきましても予備変圧器を設置する計画としていること、非常用発電機についても設置する計画としてございます。

続きまして、「消防・防災」が549ページからになります。評価の結果は572ページになります。まず、1)の耐震性の程度でございますけれども、大地震があっても構造体の大きな補修をすることなく構造物を使用できるということを目指して、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」、国土交通省の基準に基づき、構造体の耐震安全性の分類はⅡ類といたしまして、基準を満足する設計になってございます。

それから、避難者を受け入れるスペースを確保し、従業員、施設利用者及び外部からの帰宅困難者受け入れに伴い、必要となる飲食料等の備蓄のための防災備蓄倉庫を整備する計画としてございます。

2)防火性の程度でございますけれども、建築基準法とか消防法、そういった法令に基づく耐火建築物及び複合用途防火対象物として基準を満足する計画としてございます。

「交通渋滞」が573ページからでございます。まず、576ページに工事用車両の走行に伴います周辺の交通量の予測結果を書いております。表にあるとおり、最大で工事用車両として599台ぐらいが周辺交通に乗っかってくると考えてございます。それに伴いまして、577

ページにミティゲーションを記載してございますけれども、まず予測に反映した措置といたしまして、工事用車両の走行ルートにつきましては複数のルートに分散させる計画としてございます。それから、予測には反映できてはいないのですけれども、予測に反映しなかった措置として1点目では、工事用車両の集中稼働は行わないように努める計画としているということ。2点目で、市街地での待機や違法駐車等はさせないように徹底する計画としていること。3点目、公共交通機関の利用。4点目の交通整理員の配置等々の措置を行う計画としてございます。

それらを踏まえまして評価の結果でございますけれども、今申し上げたとおり、なるべく周辺の交通渋滞による影響を軽減するために、ルートの分散ですとか、交通整理員の配置ですとか、違法駐車禁止の徹底等を図ってまいりたいと考えております。

「公共交通へアクセシビリティ」が579ページからになります。評価の結果が588ページになります。評価の結果の後ろのほうでございますけれども、計画地へのアクセス経路の一部につきましては、工事用車両が走行するということになりますけれども、工事用車両の走行に当たりましては、工事用車両の出入り口に交通整理員を配置する。それから、計画地周辺の利用者を含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、周辺の道路を占有するような工事を行う場合には、代替路を設置するなど、アクセス経路を確保する計画としてございます。

最後に「交通安全」でございます。589ページからになりますが、評価の結果が598ページになります。評価の結果の中段以降でございますけれども、最寄りの公共交通機関からのアクセス経路につきましては、大部分がマウントアップ、ガードレール等の安全施設により、現状においても歩車動線が分離されているといったような状況になります。これらの状況につきましては、工事によって改変は生じないだろうと考えております。工事用車両の出入り口には交通整理員を配置するという事で、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としてございます。

施設ができ上がった後でございますけれども、計画地内の外構部については、オープンな通路空間を提供する計画としてございます。それから、ペDESTリアンデッキを整備するため、隣接する東京体育館へのアクセスについては、立体的な歩車分離がされると考えております。

少し長くなりましたが、評価の結果につきまして御説明は以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は、この評価書案の説明を受ける日でありますので、本格的な審議は次回以降に予定されておりますけれども、特に本日確認しておきたいことがあれば伺います。何か質問はございますでしょうか。

それでは、片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 ちょっと教えていただきたい点があります。

こちらも十分確認していない情報なのですけれども、一部の報道ではスタジアムの座席を木製にするという計画があるということが報道されておまして、コストのことばかりその報道では取り上げられていますけれども、当然、木製の座席ということだとエコマテリアルの対象になるわけですが、今回のこれではまだそれは確定していない状況なのでしょうか。あるいは、もう既に検討が始まっているのでしょうか。

○オリンピック・パラリンピック準備局 JSCさんとの打ち合わせの中では、それは確定情報というお話で聞いておりませんので、今回の内容では通常の観客席という想定でやっております。

○片谷委員 まあ、それはしようがないですね。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 これは環境局さんへの質問になるのですけれども、前回の当初案との社会情勢の変化ということで、例のCOP21のパリ協定で2℃目標というのが合意を見て、政府のほうも温対法の改正とか温対計画の策定、あるいは自治体レベルの計画のマニュアル改定というようなことに着手しているのですけれども、東京都として今後温暖化対策計画の改定の予定というのがあるのかどうか。もしあるのであれば、これも多少一つの指針として関係してくると思うので、その辺についてお伺いしたい。

○鈴木政策調整担当部長 まだ、国のほうの温対計画の改正に伴っての連絡がたしか来ていないと思うのです。ですので、これからの検討になると思っております。一応ことしの3月に環境基本計画というもの、新しいものをつくって、温室効果ガスの削減目標などはそこで一旦定めてはいて、それは国の目標を十分に超えるものとして設定はしていますけれども、一般の国のほうの温対計画の改正に伴うものについては、この後どうするか検討するというところで、まだ具体的な動きがないところでございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

輿水委員、どうぞ。

○興水委員 現況に対してこのような変化が起こる、そういう影響評価をやるわけですが、その場合の現況というのは、ここでは旧国立霞ヶ丘競技場があった時点を経況と言っているのでしょうか。それは全ての項目についてそういうふうにしていますかという質問です。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今回、我々事務局としてアセス実施者側と相談した中で、旧国立があった時点との比較ということで、現況はあくまで旧国立があった時点の基本ということにはしてございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、次に移りたいと思います。

議事2「海の森水上競技場について」、評価書案に係る意見見解書についての報告をお願いいたします。

○オリンピック・パラリンピック準備局 それでは、臼井にかわりまして、担当より海の森水上競技場の意見見解書について説明いたします。お手元の海の森水上競技場の意見見解書、今度は薄い冊子ですが、御用意いただければと思います。

海の森水上競技場の評価書案は、2月15日に環境局に提出するとともにオリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表いたしました。その後、2月29日の評価委員会にてお諮りし、意見聴取の手続を開始しました。

都民の方々からの意見募集については、評価書案の公表と同時に開始し、2月15日から3月30日までの45日間で行い、4件の御意見をいただきました。いただいた御意見に対する意見見解書は4月25日に環境局長に提出し、同時にホームページで公表しております。

お手元の意見見解書の26ページからが見解の概要になっております。海の森水上競技場に対する御意見としては、「大気等」に関する御意見、「水質等」に関する御意見、「土壌」に関する御意見、「安全」に関する御意見などをいただいております。

まず、「大気等」に関する御意見としては、臨海部はその他の地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されていることから、影響を適切に評価し、発生抑制に努められたいという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、「大気等」の予測結果は、評価の指標を下回っているとともに、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.1%未満でございます。

なお、工事の実施に当たっては、工事用車両が一時的に集中しないよう、可能な限り計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の

不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努めますと、実施者の見解をお示ししてございます。

次に、「水質等」に関する御意見としては、平成27年7月14日及び15日に、計画地内にございます中防大橋付近で赤潮が発生しており、今後、締め切りを行うとさらに赤潮が発生する可能性があるため、この事実を認識されたいという御意見と、護岸工事や水門工事に伴う海水の濁りの発生や、工事後の潮流変化の調査・評価等を通じ、周辺海域の水質変化の適切な把握に努められたいという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、本評価書案の作成に当たっては、計画地の水質に係る既往調査並びに現地調査をもとに、将来水質の予測を行っており、現況からほとんど変化しないと評価してございます。また、評価書案で予測した施設の建設に伴う濁り（SS）、施設の供用後の流況及び水質については、今後作成するフォローアップ計画書に基づき調査を行い、工事中及び供用後の状態を把握していきまると、見解をお示ししてございます。

「土壌」に関する御意見としては、工事に伴い発生する建設発生土や建設汚泥による土壌汚染が周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、工事の施工中の計画地や運搬土壌からの土壌の飛散を適切に予測し、飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努められたいという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、建設発生土は現場内利用を基本とし、現場内で利用できない場合についても中央防波堤地区内で利用する計画とすることで、周辺市街地への影響に配慮します。また、工事用車両に付着した泥土等が場外飛散しないよう、出入り口付近で必要に応じてタイヤ等の洗浄を行うなど、土砂の飛散防止に努めますと、実施者の見解をお示ししてございます。

飛びまして28ページをお開きください。一番下の「安全」に関する御意見としましては、事業予定地の地歴は廃棄物の埋め立て処分場であり、いまだ引火爆発性のあるメタンの発生が見られることから、施設の建設・供用に当たっては安全対策に万全を期すこととされたいという御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、建物等施設の建設を予定している計画地北側は、主に浚渫土及び建設発生土で埋め立てられており、引火のおそれがあるようなメタンの発生はございませんと、実施者の見解をお示ししてございます。

右側に行きまして29ページになります。一番上の「公共交通へのアクセシビリティ」に関する御意見としては、現在会場予定地までの公共交通機関が都バスのみとなっているため、

大会期間中の公共交通機関の充実を検討されたいなどの御意見をいただいております。

これに対する見解ですが、大会開催時の観客は原則として公共交通機関等を利用する計画となっており、今後、具体的な輸送計画を検討しますと、実施者の意見をお示ししてまいります。

以上で、海の森水上競技場の意見見解書の説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問はございますでしょうか。

なければ、次に評価書案の項目別審議に入りますが、審議は中項目ごとに行います。

初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「主要環境」の小項目「水質等」「土壌」についての審議を行います。こちらは中杉委員に検討をいただいております。

それでは、「水質等」「土壌」について事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、お手元の右肩に「資料3-1」と書かれている審議資料をご覧ください。

項目につきましては「主要環境（水質等、土壌）」、担当は中杉委員でございます。

意見につきましては全部で4つございますので、先に4つ、全部読み上げさせていただきます。

【水質等】

- 1 工事の施行中における濁り（SS）の影響の範囲を300m程度までと予測していることから、環境保全措置を徹底し、濁り（SS）の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図ること。

[生態系（生物・生態系）共通]

【水質等】

- 2 締切堤を設置することによる、計画地内の締切堤近傍の水質への影響についても記述すること。また、水質への影響が考えられる場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

【水質等】

- 3 開催後の設備等の持続的稼働において、水門は開放状態として予測を行い、締め切られた際は水質保持のためポンプによる海水交換を行うとしていることから、設置するポンプの揚排水量の考え方等について、詳細に記述すること。

【土壌】

4 工事中に土壌汚染が確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにすること。

以上、4点でございます。

この意見の調整に係る経緯と概要について、引き続き説明いたします。今回の工事の概要を再度御確認いただきたいということで、16ページのほうに計画の概要が書いてございますので、今回のこの意見にかかわる部分について再度御説明いたします。

16ページの図の中に東西水路、横長の水路がございまして、こちらが計画地になってございます。この水路の右端と左端に、例えば右端のほうですと東側締切堤というのがございます。同じく、反対側には西側締切堤がございまして、それぞれの締切堤には水門がついてございます。締切堤は幅200m、水門の幅はおよそ10m程度ということになってございます。今回はこれにかかわる部分に関する意見ということですので。

162ページに評価の指標が書いてございます。1)の大会開催前のところですが。施設の建設に伴う濁り(SS)の濃度につきましては、環境基準が定められていないということでございますので、4行目の後半に書いていますけれども、濁りの基準に関しましては最も低濃度で影響を受けるスサビノリ殻胞子の基質への着生及びカキの濾水量への影響を考慮して、「人為的に加えられる懸濁物質(SS)は2mg/L以下であること」ということにしていますので、1行飛ばしまして、水質の評価の指標は、「人的に加えられる懸濁物質(SS)が2mg/L以上となる範囲を極力小さくすること」としたというのが評価の指標でございます。

153ページに予測の結果が書いてございます。1)開催前の施設の建設の2行目以降です。施設の建設に伴う海上施工が実施されている期間におけるSS濃度の平均値が2mg/L以上上昇する範囲については、濁りの発生源の床掘地点から北東に300m程度までと予測しているということですので。

次のページをご覧ください。具体的にその300mの影響範囲について図示されているのが丸で囲まれた範囲になります。締切堤の近傍でおよそ300mの範囲にわたってSS濃度の影響があるということでございます。

続いて、161ページをご覧ください。工事に係るミティゲーションを書いてございますけれども、(1)大会開催前の(2)予測に反映しなかった措置でございます。こちらに「床掘時の濁りの拡散防止のため、汚濁防止枠又は汚濁防止膜を使用する」と書いてございますが、こちらは予測には反映してございませんので、この対策をとらなかった場合の影響範囲が300mぐらいということでございます。

以上のとおり、300mぐらいの範囲にわたって汚濁が予測されているということでございまして、対策につきましては、予測には反映していないのですけれども、汚濁防止柵や防止膜を設置すると書いていますので、これらを適切に使っていただいて影響範囲を抑制していただきたいということを意見の1で書かせていただいております。

それから、2番の意見でございます。2番は締切堤を設置することによる影響なのですけれども、155ページをご覧ください。予測について書いてございますけれども、今度は大会開催後の設備等の持続的稼働についてでございます。アの流況のところの3行目です。東西水路内の流速の変化につきましては、現況再現値と将来予測値にほとんど変化がございませんということで、締切堤の設置によって東西水路内の流速についてはおおむね変化がないとしてございます。

163ページのほうに評価の結果が書いてございます。評価結果の2)大会開催後のところの真ん中のほうになるのですけれども、計画地内の水質はほとんど変化しませんというふうに書かれています。それから、下から7行目、周辺海域の水質につきましてもほとんど変化がございませんということです。その1個下、「以上のことから」と書いていますけれども、現計画に基づく事業の実施により、計画地内と周辺海域の水質に及ぼす影響はほとんどないということにしております。

これに対して、水質、水量に変化がないという話ですけれども、そのシミュレーションをした結果の詳細について御確認いただきたいと思っております。資料編の109ページというのが後ろのほうにございます。大分後ろのほうになるのですけれども、こちらをご覧ください。

資料編109ページに4つ絵があるのですけれども、その左下のほうですけれども、こちらが工事をする前の状態、締切堤を設ける前の状態の夏季の上げ潮時の水の流れをシミュレートしたものになっていまして、13番と書かれている東西水路の計測地点の右側というか東側に、矢印が3本、比較的水の流れがありますよというシミュレーションの数値が出ているのが締切堤を設ける前の現況でございます。幅200mで均一に水が流れ込んでいるというのが分かるかと思っております。

それに対して資料編の122ページに、締切堤を設けた設定でシミュレーションした結果が書いてございます。122ページの左下を見ていただくと、夏場の上げ潮時の締切堤を設けた後の水の流れをシミュレーションしたものになっていまして、同じく13番の計測地点の東側を見ていただくと、北側、中央防波堤の内側の埋立地側の矢印が短くなっていて、南側がちょっと長目の矢印になっているということで、締切堤を設けることによって締切堤近傍の水の流

れがやや弱くなっているようなシミュレーション結果が出ているというのがご覧いただけるかと思います。

今回、意見につきまして、審議資料の2番の意見に戻らせていただくのですが、このように締切堤の近傍の水の流れがやや弱くなるというような予測結果が出ていることも踏まえ、締切堤近傍の水質が大丈夫かなという懸念があるので、きちんと確認をして、必要に応じて適切な対応をとってほしいというのが2番の意見でございます。

3番の意見に移りますけれども、15ページをご覧ください。大会開催後、締切堤を設けた後、水門を閉じている間はポンプで東西水路内の水質を維持するという計画になっているのですが、このポンプについての記述が15ページに書いています。表7.2-1の一番下にポンプ注水量というのが書かれていまして、基本的にはポンプで1秒間に5 m^3 、水を汲み上げたり、排水したりするという能力を有していまして、これで水質を維持するという考え方になってございます。

このことについて161ページに書いてあるのですが、大会開催後のミティゲーションということで、一番下、大会開催後の2)予測に反映しなかった措置ということで、水門が締め切られているときには、水質保持のためにポンプで揚排水を行って海水交換を行いますよと書かれているのですが、こちらについては予測には反映されていないことになっていますので、水質の維持に関して、ポンプによる影響というのが一応予測には乗っていないということから、ポンプの揚排水量の考え方等々についてももう少し詳しく記述いただきたいという趣旨の意見でございます。

続いて、「土壌」のほうに移ります。173ページをご覧ください。図9.3-4「計画地周辺の地質図」というのがございまして、凡例にございまして、埋め立てがどのような物でできているのかという分布が示されていまして、計画地は赤で囲われているところでございます。

一旦16ページに戻っていただきたいのですが、計画地内の施設の配置が書かれている図がございまして、計画地内の右上といますか、北東側のほうにグランドスタンド棟、フィニッシュタワー、艇庫棟という、こういったものが恒久施設として建設される施設ということになります。

これらは、もう一回173ページに戻っていただくのですが、海の森クロスカントリーコースなどがあるような緑の丸で複合型（泥+ごみ）という埋め立てで描かれているところのもう少し南側の何も書いていない無地の白抜きの土地、これが港湾施設用の道路みたいな

ものでして、浚渫土であったり、建設発生土といったもので埋め立てられていて、ごみが入っていないものの土地になるのですけれども、この上に恒久的な施設は建設されるということになりますので、基本的には工事をやることでごみ等が発生することはないであろうと考えております。ただ、もし何かあったときの場合には適切に対応してくださいということが書かれているというものでございます。

補足については以上でございます。

○柳会長 それでは、中杉委員、ただいまの説明について何か補足はございますでしょうか。

○中杉委員 事務局から丁寧に説明いただいたので、大体それでいいかと思うのですが、ちょっと補足します。

1番目の部分については、SSもそんなにあれだし、防止膜もつけるので、そんなに大きな影響はないと思いますけれども、これは徹底してもらう必要があるだろうということで、1番目のコメントをつけております。

2番目の部分は、都民の意見にもありました赤潮が実際に出ていることがある、そういう事態があるわけで、今後もこのまま何もなくても起こり得る話ではあるのですね。その上に水門がつけられますけれども、大きな水門ではなくて一部に水門がつく、そこだけは水が流れるという形です。そうすると、その水門の陰のところはどうしても水がよどむ可能性がある。その可能性がある、そこにまさに赤潮が発生する可能性があるだろうという懸念が出てくる。そこら辺のところについての説明をちゃんとしていただく必要があるということ。では、そのところをどういうふうに改良するか、もしそういう懸念があるのだったら、どういうふうに考えていくかということを書いていただきたいと思いますということでございます。

3番目はそれに絡むのですけれども、ポンプのところの揚排水が締め切ったときにそれがちゃんと流れていかないと、同じようなことが起こるわけで、そこら辺についても揚排水量が実際には海水の流れと量的にどんな関係にあるのかとか、どこに設置するのかとか、そういうところも少し記載をしていただく必要があるだろうと。

もう一つ、2番目のコメントとの絡みで言うと、陰の部分がどうしても水の交換ができなくなる。そういうところを、もちろん使っていないときは水門を開放するわけですがけれども、開放時にそういうことが起こったときにどういうふうにするのですかという話です。例えば揚排水施設を水門の陰のところに設置すれば、万が一のときにその水を強制的に交換することもできるということもあるので、そういう意味では少しそこら辺を工夫してやる必要があるのではないだろうかと思います。ですから、2番目の後段のところと3番目は少し絡んで

くるのかなと思います。

4番目は説明のとおりなのですが、173ページのこれを見ると、この図の描き方を少し丁寧にしてもらわないと、このまま見ると、やはりごみを掘削するおそれがあるということになりますので、一応これを直していただいた上で、万が一のときにはフォローアップ報告書で明らかにしていただきたいということでございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

御意見がないようですので、「水質等」、「土壌」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤」、「生物・生態系」、「緑」についての審議を行います。こちらは、興水委員に検討をしていただいております。

それでは、「生物の生育・生息基盤」、「生物・生態系」、「緑」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、先ほどの審議資料を1枚おめくりいただきまして、資料3-2をご覧ください。「項目：生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）」、担当は興水委員でございます。

意見につきましては3点ございます。上から読み上げさせていただきます。

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

- 1 計画地における緑の維持管理の方法について具体的に記述するとともに、フォローアップ調査において、植栽後の樹木の状況、維持管理の実施状況を確認し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【生物・生態系】

- 2 現地調査では鳥類などの注目される種が確認されていることから、フォローアップ調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【生物・生態系】

- 3 工事の施行中における濁り（SS）の影響の範囲を300m程度までと予測していることから、環境保全措置を徹底し、濁り（SS）の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図ること。

[主要環境（水質等）共通]

以上、3点でございます。

まず、1点目の意見につきましてですが、27、28ページをご覧ください。27ページの下の方に(7)緑化計画というのが書いてございます。緑化計画につきましては、地上部に約1万8,000㎡の高木・中木・低木を植える。あと、地被類を植栽する計画ということになってございまして、その図面が28ページに書いてございます。28ページの図のとおりということで、詳細な説明は省略いたしますけれども、緑化を施すということが計画されてございます。

緑化する面積等については28ページでご覧いただいているとおりなのですが、どんな木を植えますかということにつきまして242ページをご覧ください。ミティゲーションと評価の結果と両方に樹種について説明があるのですが、評価の結果のほうで御説明いたします。

242ページの一番下、評価の結果なのですが、計画地内には合計として約1万8,000㎡の緑化面積を確保する計画としていますと。また、艇庫等の屋上の一部には屋上緑化を行う計画としてございまして、現状の植栽面積から緑化面積は増加しますということです。

その下、引き続いて、計画地北側に、地上部には高木として落葉広葉樹、常緑広葉樹、常緑針葉樹を植栽する計画としている。また、計画地南側には防風植栽として、常緑広葉樹、常緑針葉樹等の植栽をする計画としていますということです。

あと、下から3行目です。計画地北側の海の森公園（仮称）に植栽されているクロマツ、スダジイ、オオシマザクラ等の既存植栽と一体となった緑地が創出されるということが書いてございまして、樹種についてはこのとおり、海の森公園との調和ですとか、あるいは塩に強いとか、そういったことから樹種が選定されているということでございまして、これらの樹木についてきちんと維持管理を行ってくださいよということで、補足で意見をさせていただいております。

2番目の意見につきまして、基本的には意見に書かれているとおりなのですが、鳥類が注目される種があるということですけれども、これについて210ページをご覧ください。210ページから212ページまでの3ページにわたって、写真つきで確認されている注目される鳥類が記載されてございます。詳細な説明は割愛いたしますけれども、確認状況の中でいわゆる営巣は確認されておりませんで、飛んでいましたとか、歩いていましたとか、あとは餌をとっていましたということが確認されているということでございまして、営巣していないということで、それほど気にするような対策は講じる必要はないのかなという状況ではございますけれども、工事に当たってはこれら注目される鳥類についてきちんと影響を確認してい

ただいて、必要な措置をとっていただきたいということでございます。

3番目の意見は、先ほどの水質の話と同じになるのですけれども、工事を行うSSの濁りが発生する締切堤近傍なのですけれども、この周辺で見られる注目される水生生物については133ページをご覧ください。注目される魚介類の生体及び確認状況ということで、マルタが載っているということでございます。魚ですので、SS、いわゆる濁りが発生しても、周辺の海域に逃げ込むことができるので、恐らくそれほど問題はないかと思うのですけれども、きちんと配慮いただきたいということで、共通の意見とさせていただきます。

補足は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、興水委員、ただいまの説明について何か補足はございますでしょうか。

○興水委員 ただいまの事務局の御説明で十分だと思っております。第1点目は緑に関してですが、中央防波堤付近というのは海の森もございますけれども、東京湾の中央にあつて、南から風が吹いたときに潮風の影響を最も受けやすいということで知られている場所でありませう。海の森の樹木などについても、強い南風が吹きますと潮風の影響を受けているということが報告されておりますので、この場所の植栽についても、植栽後の樹木の状況、維持管理についても十分配慮してくださいということを意見としてつけたわけでございます。

2番目に関しては鳥ですけれども、これも生態系の中で知られているように、工事等で最も早く影響を受ける、変化が大きいということが知られております。また、工事終了後に回復する速度も速いということで知られておりますので、これについてはフォローアップ調査において十分フォローしてくださいということを意見として加えました。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤」、「生物・生態系」、「緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会の意見案に入れることといたします。

次に、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「安全」、「消防・防災」について審議を行います。こちらは中口委員に検討をいただいております。

それでは、「安全」、「消防・防災」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-3をご覧ください。

審議資料、「項目：安全・衛生・安心（安全、消防・防災）」、担当は中口委員でございます。

ます。

意見は2点ございます。

【安全】

- 1 アクセス経路のバリアフリー化が十分ではないなど、歩行者の安全が確保されていないことから、整備に当たっては、策定が進められている「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。

【消防・防災】

- 2 高潮への対策として競技場全体を防護できる施設としているが、この施設における対策について具体的に説明すること。

以上、2点でございます。

まず、1点目につきましてですが、395ページをご覧ください。図9.17-3「アクセス経路の状況」というのがございます。まず、今のところ、公共交通機関の最寄りの駅が、図面の左側に書いていますけれども、環境局中防合同庁舎前というバス停が一番近い駅ということに現状なっております。こちらから会場まで歩いてくるということを想定しております。その環境局中防合同庁舎前のバス停から、凡例に書いてあるとおり、まずしばらく中潮橋というところまでマウントアップとガードレールまたは横断防止柵というのが設けられているということになっていまして、その中潮橋からさらに東側に行きますと、基本的には民間の方が今のところは立ち入る状況になっていないこともございまして、特段の対策等がなくて、車道と歩道の上に白線が引かれているのみという状況になっているということでございまして、必ずしもバリアフリー化等々が十分でないという現況でございますので、きちんと対策をしてほしいというものでございます。

次の2点目の「消防・防災」でございますけれども、427ページをご覧ください。評価がございまして、(2)評価の結果の2)をご覧くださいませたいのですけれども、津波の対策でございます。津波対策につきましては、1行目の右側から読ませていただきますけれども、「東京港埋立地の最大津波高は1.88m（南海トラフ巨大地震等による被害想定）であり、計画地及びその周辺の地盤高は最大津波高よりも高い。締切堤外側高さはT.P. +3m（A.P. +4.2m）であり、最大津波高に対し十分な高さとなっている」ということで、津波に対しては問題ないということと、あわせて締切堤の高さがT.P. 3mですよということが書かれてございます。

その下、「また」ということで高潮の話が書いてございますけれども、高潮の対策につきましては、東京港における高潮の記録で最大の潮位T.P. 3mに対して、競技場全体を防護でき

る施設となっているということでございまして、津波の最大高さ、潮位のT. P. 3mに対して、締切堤の高さも同じくT. P. 3mなのですけれども、これで防護できるというふうにはなっているように読み取れるのですけれども、加えて競技場全体で防護できる施設となっているという施設の対策について一言触れられておりますが、具体的な記述がないということでございますので、この施設の防護策について具体的に説明いただきたいということでございます。

なお、補足ですけれども、21ページをご覧ください。グランドスタンド棟の断面図がございまして。ちょっと小さい字で書かれていて分かりづらいのですけれども、左側にA-A断面図というのが書かれていまして、グランドスタンド棟を長手方向に切った断面図ですけれども、こちらの1階のほうのレベルに近いところに脱着式止水板というものがございまして。例えば、今この図書に載っているもので言いますと、こういった高潮対策であろうと思われる対策が載っていたりしますので、こういったものをもう少し分かりやすく書いていただきたいという意見でございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、中口委員、ただいまの説明つきまして、何か補足はございますでしょうか。

○中口委員 今、適切に説明していただいたので、ほとんどないのですけれども、2点目につきまして、427ページの記述が、津波のほうは具体的に書いてあるのですけれども、高潮に対して防護できる施設の根拠がちょっと書き方が不十分であると。21ページとかを見ると、対策がとられているというのは分かるのですけれども、もう少し427ページの該当部分を詳しくしていただきたいということでございます。

あと、危険施設についても周辺については特にございませぬので、審議資料の中では特に触れていないということでございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 防災のところなのですけれども、津波対策として想定される津波の高さより十分高いと書かれているわけなのですけれども、津波が陸上のどこまで来るといのは、その周辺の海底地形とか、あるいは陸に上がってから地形とか、そういうことにも依存するので、計算上の数字で1.88より高いから大丈夫と断言してしまうのはかなり危ないと私は考えてい

ます。

この記載このままでもいいのですけれども、やはり陸の上に津波が上がってくる可能性はゼロではないという前提で、ここでは今後検討するという事になっている避難計画で対処するという事にせざるを得ないと思うのです。そのために、さらに高い何かをつくるというのは多分あり得ないと思いますので、やはり避難計画の重要性がそれだけ高いということだと思います。

特にオリンピックのようなときは、日常そこに来ない人が臨時に来るわけで、土地カンなんていうものは全くない人たちが大勢来るわけなので、そういう人たちがいかに円滑に避難できるかということが重要です。

もう一つは、この中央防波堤の埋立地には東京都の建物もあって、結構高い建物がありますので、それが避難ビルの役割を果たすと期待できますから、そういうのを含めた避難誘導計画を今後充実させることが非常に重要だと思っています。

ですから、この図書の記述はこれでいいかなとは思いますが、今後の避難誘導計画というのは、決して津波が陸上に上がってこないということを前提に考えるのではなくて、上がってきたらどうするか、上がってきそうな津波、それぐらいのことが起こってしまったらどうするかという観点で検討していただきたいということを附帯意見として申し上げておきたいと思います。

審議資料のこの答申に関しては、これで結構だと思います。

○柳会長 ほかに。

どうぞ、中杉委員。

○中杉委員 中口先生がこの周辺は危険物を扱うところがないというお話をされまして、危険物というと毒劇法なんかをやっているとか、消防法でやるという施設ではないですけども、ごみの焼却施設、今は都ではないですね、事務組合の施設があるはずですし、リサイクル施設もあります。そのほかにPCBのJESCOの処理施設がありますので、万が一そういうところで何か事故が起こったりすると、ちょうどここは動けないのです。出口がとめられてしまっていてどうするかという話になってくるので、この図書にそれを書き込むのかどうかというのはともかくとして、十分配慮しておく必要があるだろうと思います。例えば、PCBが漏れ出したりするということになると、どういうふうに対応するかというのは結構難しい問題ではないかなと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

それでは、御意見がないようですので、「安全」、「消防・防災」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることとします。

次に、中項目「交通」の小項目「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」について審議を行います。こちらは片谷委員に検討をいただいております。

それでは、「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」について、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-4をご覧ください。「項目：交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）」、担当は片谷委員、意見は全部で2点ございます。

【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

- 1 計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等を行うことがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

【交通渋滞】

- 2 近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、工事に当たっては、当該事業者等との十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。

以上、2点でございます。

まずは、工事用車両のルートにつきまして、32ページをご覧ください。工事用車両の走行ルートが書いてございます。ご覧いただいで分かりますとおり、臨海副都心と、西側に行きますと大田区の城南島、東側が江東区の若洲という3方向から出入りするということになってございます。

それから、意見の2点目の話を先にさせていただきますけれども、環境影響評価条例ではこの臨港道路青海縦貫線と書かれているものの1本東側に、海底トンネルが1本通ることになっています。南北道路と言われているものが海底トンネルで通ります。あと、海底トンネルを抜けた後は、港湾局の工事としまして、中央防波堤の内側5号線、外側5号線等々という、ゲートブリッジとかを通る東京港臨海道路とつながるような道路の建設が並行して、条例のアセスメントにかかっておりまして行われております。

これらも同じような場所での工事になりますので、おおむね関連工事車両というのが同じようなルートを通りますので、それらの工事にかかわる車両との影響、関連性というのについて配慮いただきたいと。あるいは、工事の関係者、先ほど申し上げた海底トンネル部分については国土交通省、地上に出た後の中央防波堤の内側、外側の道路については都の港湾局の関係者と協議をしっかりと行って調整してほしいというのが2番目の意見でございます。

それから、1点目のほうの意見は、ほかのいろいろなアセスメントでも申し上げていることなので、特段ここだけに限ったことではないのですけれども、関連する情報としまして、287ページをご覧ください。今回の審議の対象になっている項目と違う、「自然との触れ合い活動の場」の資料になりますけれども、こちらの図をご覧くださいなのですが、ちょっと工事用車両のルートが書いてないので分かりづらいと言えば分かりづらいのですが、先ほど御説明したとおり、臨海副都心のところから中央防波堤に行くところ、臨港道路青海縦貫線と書かれているところから中央防波堤のトンネルに入る直前に、⑦暁ふ頭公園というのがございます。それから、東側に行きましてゲートブリッジを渡った先、若洲のほうには若洲海浜公園などがございます。当然、中央防波堤内側の埋立地には海の森公園（仮称）がございます。今度はゲートブリッジのほう、東京港臨海道路を西側に渡りますと、城南島には城南島海浜公園ということで、ちょうど中央防波堤を抜けた先にそれぞれ公園があるということで、都民等がいる場所を工事用車両がすぐそばを通るということもございますので、そういったものに対する配慮、安全対策等々を図っていただきたいということでございます。

説明につきましては以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、片谷委員、ただいまの説明につきまして何か補足はございますでしょうか。

○片谷委員 1番目は今、川道課長が説明されたとおりです。

2番目も、今説明にあったように、同じエリアで別の事業のアセスが直近で行われた経緯がありまして、今のアセスメント制度では近隣の事業との複合影響を数値の上で加味するというところまでは義務づけられていないわけですが、東京都が行う都民の注目の集まる事業ですので、そういうほかの事業との複合影響を計算するというものではありませんが、複合影響を軽減するための努力はしていただく必要があるであろうということで、こういう意見を述べているということでございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

御意見がないようですので、「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

海の森水上競技場の本日予定していました項目別審議は、以上で終了ということです。他の項目につきましては後日審議いたします。

その他、本日の事務局からの説明について、何か質問等はございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午前11時58分閉会)